損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分申請書

**大規模半壊・中規模半壊・半壊**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　整理番号：

令和　 　年　 　月　 　日

い　わ　き　市　長　様

　　私は、令和５年台風第13号の影響により損壊した次の損壊家屋等について、いわき市による解体廃棄物の運搬・処分を申請します。

**申請者（家屋等所有者**）※枠内を記入してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 | 〒 | | |
|  | 印 | | |
| 生年月日 | 明・大・昭・平　　年　　月　　日生 | 電話 | 自宅（　　　）　　－  携帯（　　　）　　－ |
| 区分 | □登記簿上の所有者　　□資産証明書上の所有者  □相続人（遺産分割協議書・公正証書遺言書 有）　□相続人（未相続）　□その他（　　　） | | |
| 中小企業の場合 | 業種（　　　　）業　　　資本金（　　　　　　）円　　従業員数（　　　）人 | | |
| 申請代理人 | 住所 | 〒 | | |
|  | 印 | 電話 | 自宅（　　　）　　－  携帯（　　　）　　－ |
| 申請者との関係 | □配偶者　　　□子　　　□兄弟　　　□その他（　　　　　　　　　　　） | | |
| 連絡先 | ※市からの文書送付・連絡先　　□申請者と同じ　□申請代理人と同じ | | | |
| 住所 | 〒 | | |
|  |  | 電話 | （　　　）　　　－ |

**解体廃棄物の運搬・処分を申請する家屋等の概要**※枠内を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 解体建物所在地  （登記簿の所在地） | いわき市 |
|
| り災（被災）  証明書の住所 | いわき市 |
| 家屋等の種類 | □居宅（自宅）　　　棟　　　　　□居宅（賃貸）　　　棟  □倉庫・物置　　　棟　　　　　　□共同住宅　　　棟　　　　□工場　　　棟  □事務所・店舗・作業所　　　棟　□その他（　　　　　　　　　）　　　棟 |
| り災証明書 | □大規模半壊　□中規模半壊　□半壊（り災証明書番号：　　　　　　　　　　） |
| （非住家の場合）  被災証明書 | □被災証明書（　　　　　　　　　　　　　　　　）　□損壊状況がわかる写真 |
| 家屋等の現況 | □既に倒壊している  □他の家屋等に物的被害を生じさせている  □家屋等の倒壊による人的・物的被害が生じるおそれがある  □浸水等による土砂の撤去や耐え難い悪臭を除去する必要がある  □損壊により、家屋等の利用が困難な状況にある  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 家屋等の権利関係 | (1)共有者　　□有（自分の外　　名）　□無  (2)権利関係（抵当権、根抵当権等）  □有（内容・権利者　　　　　　　　　　　　　　　）　□無  解体廃棄物の運搬・処分に関する権利者の同意　□有　□無 |

※裏面に続く

損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分に係る同意

　本書により申請した家屋等（以下「対象損壊家屋等」という。）の解体廃棄物をいわき市が運搬・処分を行うにあたり、以下の点について同意します。

（１）いわき市が対象損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分を行うにあたって、いわき市からの連絡調整に応じ、現地立会いを行うなど、トラブルの防止に自ら誠意をもって対応すること。

（２）対象損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分に関し、全ての権利関係者の同意を得ており、いわき市及びその委託を受けた者に対し、一切の不服申し立て及び紛争の提起をしないこと。

（３）対象損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分に関し、権利関係者その他の者との紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。

（４）対象損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分の実施までに、当該家屋等の内部に所在する家財道具その他自己の所有に係る金品等を搬出すること。ただし、危険を伴う場合はこの限りではない。

（５）対象損壊家屋等に連結されている、上下水道、ガス、電力、電話等の休止・撤去及び浄化槽汚泥の汲み取り等に関する諸手続きは、申請者が解体廃棄物の運搬・処分の実施までに完了させること。

（６）対象損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分の実施に当たり、いわき市及びその委託を受けた者が、対象損壊家屋等の敷地内に立ち入ること、また、隣接地への立入り等が必要となったときは、申請者の責任において、隣接地の所有者からの同意を得ること。

（７）いわき市が当該解体廃棄物の運搬・処分等のため、対象損壊家屋等に係るり災（被災）状況、固定資産税情報、住民票及び戸籍関連の書類について、必要な範囲で閲覧・取得すること。

**（８）対象家屋等の解体工事に係る費用は、申請者が全額負担し、解体業者が指定する期限までに支払うこと。**

**（９）記載された個人情報について、関係する行政機関、災害協定締結団体及びその加盟業者へ提供すること。**

（注記）※　相談票の内容と違う場合

■代理人に委任する場合は、委任状に実印を押印し、印鑑登録証明書を添付してください。

■申請書提出の際に、運転免許証など本人確認できる書類の確認・複写をします。

**申請（所有）者**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印